

香川県林道事業補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第8号

香川県林道事業補助規則の一部を改正する規則

香川県林道事業補助規則（昭和39年香川県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助率及び補助対象事業の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>略</p> <p><u>その他の林道に係るもの</u></p> <p><u>点検診断・保全整備に係るもの 100分の65以内</u></p> <p><u>その他のもの 100分の45以内</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(補助率及び補助対象事業の範囲)</p> <p>第4条 前条の規定により県が行う補助の率は、その事業に要する事業費に対し次の区分による。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）その他の国の定める特例法により高率を適用された場合は、当該高率によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 林道改良事業</p> <p>略</p> <p><u>その他の林道に係るもの 100分の45以内</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香川県林道事業補助規則の規定は、平成24年度分の補助金から適用する。